その他のもの	
主として木造のもの	十五
その他のもの	三十
緑化施設及び庭園	
工場緑化施設	七
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二十
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	十五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	十
ビチューマルス敷のもの	三
前掲のものを除く。	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
上水道及び水そう	五十
下水道及び焼却炉	三十五
へい	三十
その他のもの	六十
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	
上水道	三十
下水道及びへい	十五
その他のもの	四十
金属造のもの	
水そう及び油そう	
鋳鉄製のもの	二十五
鋼鉄製のもの	十五
焼却炉、へい、街路灯及びガードレール	十
露天式立体駐車設備	十五
その他のもの	四十五
合成樹脂造のもの	十
前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	十五
その他のもの	五十
開発研究用のもの	
風どう、試験水そう及び防壁	五
ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七